

公益信託 中西睦子看護学先端的研究基金
2025 度研究助成候補者募集要領

1. 研究助成の主旨

看護の質的向上を通じ、人々の保健医療福祉の向上に寄与することを趣旨として、保健医療福祉施設及び地域等において、看護実践の成果の可視化および理論化を図ろうとする看護職に対して研究助成金を支給し、これらの者の研究を援助することを目的とします。但し、本助成は博士論文のための研究を対象としておりません。なお、軍事に資する研究については助成いたしません。

2. 助成金交付予定額及び助成金使用期限

(1) 1件200万円以内で、約5人に交付する予定です。

助成金使用期限は、研究終了時までとします。但し、最長3年といたします。

(2) 助成金の使用内訳に際しては、以下の制限があります。

ア. パソコン及びパソコン関連機器（ハード）の購入費は20万円以内とすること。

イ. 下記の費用は助成対象としません。

授業料・学会参加費・論文作成費（英訳を含む）・データ入力及びテープおこし等に対する謝金。

ウ. 研究推進に直接必要な経費に充当するものとし、間接経費への使用及び使用者の変更は認めません。

3. 応募資格

次の全ての条件を満たす者とします。

(1) 日本国籍を有し、厚生労働大臣の免許を受けている看護師

(2) 修士・博士の学位を有する現場の看護職（個人又はグループ）で、実践の成果の可視化、もしくは理論化を図ろうとする研究を行おうとする者

(3) 主たる申請者が科研費の申請資格がない者

(4) これまで当研究助成基金から助成を受けたことのない者

4. 応募方法

申請者が、所定の申請書へ入力し、当公益信託の受託者（後記）に電子メールで申請してください。

郵送での申請書の受付も可能です。

注) ア. 各用紙への記入はPC等活字入力によるものとします（手書禁止）。

イ. 所定の申請書以外に書かれたものは、審査対象としません。様式を変更したり、所定のページ数を超えて記入した場合、応募は無効とします。提出ファイルはA4版サイズ4ページです。

ウ. 郵送の場合、印刷は片面印刷（両面印刷不可）としてください。なお、提出書類は返却いたしません。

エ. 申請書は、受託者三井住友信託銀行ホームページ公益信託の募集案内一覧のページからダウンロードしてください。

【電子メールで申請する場合の留意事項】

◆提出先メールアドレスは「kouekidenshi@smtb.jp」となります。

◆メールの件名は必ず、【中西睦子看護・申請者名】と表記してください（この表記がない場合、受付できない場合がありますのでご注意ください）。

◆書式はPDF形式で、メールに添付してください。なお、郵送との併用は受付できません。

◆電子メール1本あたりの容量は、必ず20MB以下としてください。容量が20MBを超える場合はメールを分割してご送信いただく等のご対応をお願いします。

◆セキュリティ管理上、パブリックのファイル転送サービスはご使用いただけませんのでご注意ください。

◆申請書受付後、メールにてご連絡いたします。1週間経っても連絡がない場合は、お手数ですが下記照会先へお問い合わせいただきますようお願いいたします。

5. 助成金受給者の義務

- (1) 研究成果の報告書（会計報告書を含む）を受給後3年以内に当公益信託の受託者に提出してください。
- (2) 研究終了時には、論文要旨の写しを当公益信託の受託者に提出してください。
- (3) 研究論文を公表する場合には、「この研究は、公益信託中西睦子看護学先端的研究基金より助成を受けた」旨を記載してください。
- (4) 当公益信託の事業において研究成果の報告をして頂くことがあります。
- (5) 未使用の助成金については返金してください。

6. 募集締切日

2025年3月14日（金）（郵送の場合、当日必着）

※電子メールでの申請についても、当日中のメール着信分まで受付を可とします。

7. 審査方法並びに通知

当公益信託の運営委員会で、書類による審査のうえ採否を決定し、結果は5月上旬頃に申請者へ書面にて通知いたします。

（なお、受給者については、5月30日（金）17時から贈呈式を予定していますので、出席してください。）

8. 助成金交付期日

採択決定後、受給者の書類が整い次第すみやかに交付します。

9. その他

- (1) 助成金は、指定の銀行口座等へ振り込みます。
- (2) 所属機関への委任経理とする場合、間接経費の使用及び使用者の変更は認めません。

以上

【申請書の提出先・照会先】

- | | |
|------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ◆申請書掲載 URL | https://www.smtb.jp/personal/entrustment/public/example/list |
| ◆郵送提出先 | 〒105-8574 東京都港区芝 3-33-1
三井住友信託銀行 個人資産受託業務部 公益信託チーム
公益信託中西睦子看護学先端的研究基金申請口 |
| ◆電子メール提出先 | 申請アドレス： kouekidenshi@smtb.jp
件名：【中西睦子看護・申請者名】（表記必須） |
| ◆照会先（受託者） | TEL：03-5232-8910（受付：平日9時～17時） FAX：03-5232-8919
MAIL： kouekidenshi@smtb.jp 件名【中西睦子看護問合せ】 |

受付日		受付 番号	
-----	--	----------	--

研究助成申請書

受託者 三井住友信託銀行株式会社 御中

掲題公益信託による助成金の給付を受けたく、下記のとおり申請します。

私は、後段に記載の「反社会的勢力ではないことの表明・確約に関する同意」に記載の内容を了承します。なお、この書類記載の氏名・住所等の個人情報について、運営委員会等への提供に加えて信託管理人や主務官庁等に開示することに同意します。また、助成が決定しましたときは受給者の氏名・所属・助成対象の研究テーマについて公表されることに異議ありません。

記入日： 年 月 日

申請者	氏名	(フリガナ)	生年月日	(西暦) 年 月 日	(満 才)
	住所	〒			
	TEL	()	メールアドレス		
	看護師籍番号	(登録年月)			年 月
所属機関	名称		部局		職名
	所在地	〒			通知物送付先を自宅とする場合は右の欄に○
	TEL	()	メールアドレス		
共同研究者	氏名		所属機関		職名
	氏名		所属機関		職名
	氏名		所属機関		職名
	氏名		所属機関		職名
研究課題					助成申請額
	千円				
研究の概要 (研究の内容を目的・方法・特色などにしたがって要約してください。)					

《銀行使用欄》
芝 158

精査印	登録印

研究の組織

申請者及び共同研究者の役割を明確に記入してください。

研究計画・方法

助成申請対象研究の計画を具体的に記入して下さい。

*研究期間 _____ 年 _____ 月～ _____ 年 _____ 月まで (研究終了予定を明記下さい。)

助成金の使途計画

項目	金額 (単位:千円)	算定根拠 ^{注)}
設備・備品		
消耗品		
その他		
合計	千円	注) 各予算の根拠を明確・具体的に記入して下さい。

他機関からの研究助成

本研究および関連する研究について、他の機関から受給中または受給予定の研究助成金（職場で得る研究費を含む）

研究課題

受給金額 万円

助成機関

受給期間 年 月 ～ 年 月

研究業績

（過去5年間に発表した申請者本人の論文・著書等について記入、修士論文・博士論文は明記してください）

看護学に対する貢献の見通し

学歴（看護基礎教育以降の学校名および専攻科、6ヶ月以上の研修歴を含む）

年	月	～	年	月
年	月	～	年	月
年	月	～	年	月
年	月	～	年	月
年	月	～	年	月

学位および看護関係資格（専門看護師・認定看護師等）

年	月
年	月
年	月
年	月

主な職歴（勤務先・職務内容・役職名）

年	月	～	年	月
年	月	～	年	月
年	月	～	年	月
年	月	～	年	月
年	月	～	年	月

申請者略歴

反社会的勢力ではないことの表明・確約に関する同意

私（法人の場合は、当該法人の役員等を含みます。）は、次の①の各号に掲げる者もしくは②の各号のいずれかに該当し、もしくは③の各号のいずれかに該当する行為をし、または①もしくは②にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合には、通知により貴公益信託からの助成金・奨学金等の交付が廃止されても異議を申し立てず、既に貴公益信託から受給した助成金・奨学金等の全額を直ちに貴公益信託に返還いたします。また、これにより手数料、費用、損害が生じた場合でも、いっさい私の責任といたします。

①現在、次の各号に掲げる者（以下これらを「暴力団員等」という。）のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約いたします。

- A.暴力団
- B.暴力団員
- C.暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者
- D.暴力団準構成員
- E.暴力団関係企業
- F.総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
- G.その他前各号に準ずる者

②現在、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約いたします。

- A.暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
- B.暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- C.自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
- D.暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
- E.役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

③自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約いたします。

- A.暴力的な要求行為
- B.法的な責任を超えた不当な要求行為
- C.取引に関して、脅迫的な行為をし、または暴力を用いる行為
- D.風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて貴公益信託の信用を毀損し、または貴公益信託の業務を妨害する行為
- E.その他前各号に準ずる行為